

平成 31 年 4 月 19 日

学校医各位

鎌倉市医師会会長 井上 俊夫  
学校保健担当理事 山口 泰

公立学校の学校医、学校歯科及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める  
政令の一部を改正する政令等の施行について

神奈川県医師会を通じて神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課長より通知がま  
いりましたのでお知らせいたします。

こちらは鎌倉市医師会 HP にもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神 奈 川 県 医 師 会

会 長 菊 岡 正 和

(公印省略)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める

政令の一部を改正する政令等の施行について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課長から、  
別紙のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員および学校医の先生方にご周知いただきますようお願いい  
たします。

お問い合わせ

神奈川県医師会

保険医療学術課 担当：堀金

横浜市中区富士見町 3-1

TEL045-241-7000 FAX045-241-1464

E-mail:t-horigane@kanagawa.med.or.jp

平成 31 年 4 月 10 日

公益社団法人神奈川県医師会会長 殿

神奈川県教育委員会教育局  
指導部保健体育課長

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準  
を定める政令の一部を改正する政令等の施行について（依頼）

県立学校における児童生徒の健康管理の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、標記のことについて、別添写しのとおり平成 31 年 4 月 1 日付けで文部科学省初等中等教育局長より通知がありました。お手数をおかけして申し訳ありませんが、周知していただきますようお願いいたします。

問合せ先

保健安全グループ

澤出、利波

電話 045-210-8309

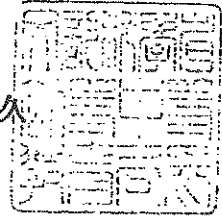




30文科初第1832号  
平成31年4月1日

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長  
永山 賀 久



(印影印刷)

公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

この度，別添1のとおり，「公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成31年政令第69号）」が施行されました。

また，別添2のとおり，「公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき，遺族補償年金，障害補償年金，障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件（平成31年文部科学省告示第73号）」が，それぞれ施行されました。概要は下記のとおりですので，事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお，「公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき，長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件」の改定については，追ってお知らせする予定です。

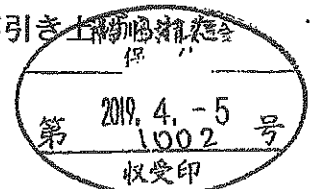
各都道府県教育委員会におかれては，このことを域内の市町村教育委員会等関係機関に対し御周知くださいますよう併せてお願いします。

記

1 公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令について

(改正の趣旨)

・人事院規則16-0（職員の災害補償）に基づき，平成31年4月1日より人事院が定める国家公務員の公務災害補償における介護補償の額が引き上げられる。



ことに伴うものであること。

- ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成30年法律第82号）により、医療職俸給表（一）及び（二）の改定が平成30年4月1日から適用されたことに伴うものであること。

（改正の内容）

- ・介護補償の額を引き上げること。（第6条の2第2項関係）
- ・休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げること。（別表関係）
- ・補償基礎額の引き上げについては、平成30年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用すること。（附則第3項関係）

2 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、遺族補償年金等の額に乗ずる率を定める件について

（告示の内容）

平成31年4月1日以降に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金等の額の算定に用いる率を定めたこと。

【本件照会先】

文部科学省 初等中等教育局

健康教育・食育課 企画調整係

TEL：03-5253-4111（内線4950）

FAX：03-6734-3794

e-mail：kenshoku@mext.go.jp

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十九号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十一年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第二号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第二項第一号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「一万五千二百九十円」を「十六万五千五百十円」に改め、同項第二号中「五万七千九百九十円」を「七万七千九百九十円」に改め、同項第三号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に改め、同項第四号中「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

別表中

六、一六〇円	七、九三三円	九、五五〇円	一〇、七八八円	一一、六三三円
五、一九五円	六、一七五円	六、八六〇円	八、〇二三円	八、八九八円
一一、三七五円	六、一九八円	七、九五五円	九、五八〇円	一〇、八一〇円
九、三六〇円	五、二三五円	六、二〇三円	六、八八〇円	八、〇二八円
六四五円	一一、三八八円			
九〇八円	九、三七〇円			

を  
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、平成三十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣 柴山 昌彦  
内閣総理大臣 安倍 晋三

○文部科学省告示第七十三号  
 公立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び学校薬劑師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十三年政令第二百八十三号）第十二条第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬劑師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率を次のように定める。

平成三十一年四月一日

文部科学大臣 柴山 昌彦

期間の区分		醫師、歯科医 師又は薬剤師 としての経験 年数	五年未 満	五年以上 満	一〇年以 上 未 満	一五年以 上 未 満	二〇年以 上 未 満	二五年以 上
平成二年十月一日から平成三年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・三七	一・三五	一・三〇	一・二二	一・一三	一・〇七	
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・五九	一・五〇	一・三五	一・二九	一・二一	一・一一	
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・二三	一・三一	一・二六	一・一八	一・一〇	一・〇四	
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・四一	一・四二	一・三〇	一・二五	一・一七	一・〇七	
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・一五	一・二四	一・二二	一・一四	一・〇七	一・〇一	
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・三一	一・三三	一・二三	一・一九	一・一三	一・〇四	
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・一一	一・二〇	一・二二	一・一四	一・〇七	一・〇一	
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・二五	一・二八	一・一九	一・一六	一・一〇	一・〇二	
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・一一	一・二〇	一・一八	一・一四	一・〇八	一・〇二	
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・二二	一・二五	一・一七	一・一四	一・〇八	一・〇二	
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇七	一・一六	一・一四	一・一〇	一・〇七	一・〇一	
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・二二	一・二三	一・二五	一・二二	一・一七	一・一〇	
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇七	一・一六	一・一四	一・一〇	一・〇七	一・〇一	
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・二二	一・二五	一・一七	一・一四	一・一〇	一・〇三	
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇七	一・一六	一・一四	一・一〇	一・〇七	一・〇一	
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・二二	一・二三	一・二五	一・二二	一・一七	一・一〇	
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇七	一・一六	一・一四	一・一〇	一・〇七	一・〇一	
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・二二	一・二三	一・二五	一・二二	一・一七	一・一〇	
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇七	一・一六	一・一四	一・一〇	一・〇七	一・〇一	
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・二二	一・二三	一・二五	一・二二	一・一七	一・一〇	
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇七	一・一六	一・一四	一・一〇	一・〇七	一・〇一	
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・二二	一・二三	一・二五	一・二二	一・一七	一・一〇	
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇七	一・一六	一・一四	一・一〇	一・〇七	一・〇一	
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・二二	一・二三	一・二五	一・二二	一・一七	一・一〇	
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇七	一・一六	一・一四	一・一〇	一・〇七	一・〇一	
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・二二	一・二三	一・二五	一・二二	一・一七	一・一〇	
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇七	一・一六	一・一四	一・一〇	一・〇七	一・〇一	
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・二二	一・二三	一・二五	一・二二	一・一七	一・一〇	
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇七	一・一六	一・一四	一・一〇	一・〇七	一・〇一	



平成三十一年三月三十一日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
学校薬剤師の率	学校薬剤師の率	学校薬剤師の率	学校薬剤師の率
一・〇〇一	一・〇〇一	一・〇〇一	一・〇〇一
一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇一	一・〇〇一
一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇一	一・〇〇一
一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十九年十月から平成三十一年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二十九年十月一日から平成三十一年三月三十一日まで支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。